

第4章 手当・年金関係

特別児童扶養手当（国の制度）

身 知 精

【担当窓口 障害福祉課】

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを家庭で養育しているかたのうち、生計を維持するかたに対し、所定の診断書等の判定に基づいて認定され、国から手当が支給されます。

【子どもの障害の基準】

- (1) 身体障害者手帳1級から3級、4級の一部の障害、重度の内科的疾患のあるかた
- (2) 療育手帳AからBのかた
- (3) 精神障害等で上記と同程度以上のかた

※ 上記以外でも所定の診断書等により判定されることがあります。（106ページ参照）

【手当額】（令和8年4月1日現在）

- 月額 1級（重度）…58,450円
2級（中度）…38,930円

【支給制限】 次のいずれかに該当するかたは受給できません。

- (1) 父母および扶養義務者の前年の所得が次の額以上のかた

（令和8年4月1日現在）

扶養親族数	0人	1人	2人以上1人増すごと
請求者本人	4,596,000円	4,976,000円	380,000円加算
扶養義務者	6,287,000円	6,536,000円	213,000円加算

- (2) 子どもが児童福祉施設に入所しているかた
- (3) 子どもが障害による公的年金を受けられるかた

【支給方法】

申請月の翌月分から対象になります。毎年4月・8月・11月の11日頃に、その前月分までの4カ月分を、受給者が指定した金融機関の口座又は公金受取口座に振り込みます。（11月振込分については当月分も含まれます。）

児童扶養手当（国の制度）

身 知 精

【担当窓口 子育て支援課】

【対象者】

離婚・死別などにより父または母がいない家庭や父母以外のかたが養育する家庭、または父か母に一定の障害がある家庭において、18歳に達する年度末までの児童（一定の障害がある児童は20歳未満まで）を養育しているかたに手当を支給する制度です。

ただし、申請するかたや同居の生計を同じくする扶養義務者の所得等により支給制限があります。詳しくは担当課へお問い合わせください。

特別障害者手当（国の制度）



【担当窓口 障害福祉課】

20歳以上で、日常生活において常時特別な介護を要する在宅の重度障害者に対して、障害によって生ずる特別な負担の一助として手当を支給します。

【対象者】

- (1) おおむね身体障害者手帳1級および2級程度の障害が重複するかた
 - (2) 療育手帳[㊦]で常時特別な介護を要するかた
 - (3) 精神障害、血液障害、肝臓障害などで上記と同程度以上の障害を有するかた
- ※1 所定の診断書により判定されます。(107ページ参照)
- ※2 手帳の等級は、手当が受けられるかどうかの目安になります。障害の状態によっては、このとおりにならない場合もあります。

【手当額】月額 30,450円 (令和8年4月1日現在)

【支給制限】 次のいずれかに該当するかたは受給できません。

- (1) 障害者本人または扶養義務者の前年の所得が一定額以上のかた(26ページ参照)
- (2) 施設に入所しているかた
- (3) 病院等に継続して3カ月を超えて入院しているかた

【支給方法】

申請月の翌月分から対象になります。毎年2月・5月・8月・11月の10日頃に、その前月分までの3カ月分を、受給者が指定した金融機関の口座又は公金受取口座に振り込みます。

障害児福祉手当（国の制度）



【担当窓口 障害福祉課】

20歳未満で、日常生活において常時介護を要する在宅の重度障害児に対して、障害によって生ずる特別な負担の一助として手当を支給します。

【対象者】

- (1) 身体障害者手帳1級および2級の一部（視覚、肢体不自由の一部）のかた
 - (2) 療育手帳[㊦]のかた
 - (3) 精神障害、血液障害、肝臓障害などで上記と同程度以上の障害を有するかた
- ※1 所定の診断書により判定されます。(107ページ参照)
- ※2 手帳の等級は、手当が受けられるかどうかの目安になります。障害の状態によっては、このとおりにならない場合もあります。

【手当額】月額 16,560円 (令和8年4月1日現在)

【支給制限】 次のいずれかに該当するかたは受給できません。

- (1) 障害者本人または扶養義務者の前年の所得が一定額以上のかた (下表参照)
- (2) 施設に入所しているかた
- (3) 障害を支給事由とする公的年金を受けることができるかた

【支給方法】

申請月の翌月分から対象になります。毎年2月・5月・8月・11月の10日頃に、その前月分までの3カ月分を、受給者が指定した金融機関の口座又は公金受取口座に振り込みます。

経過措置による福祉手当 (国の制度)



【担当窓口 障害福祉課】

20歳以上であって、制度改正 (昭和61年4月1日) 前の福祉手当を受給しているかたのうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受けられないかたに支給します。

【手当額】月額 16,450円 (令和8年4月1日現在)

【支給制限】 障害児福祉手当と同じ

【支給方法】 毎年2月・5月・8月・11月の10日頃に、その前月分までの3カ月分を、受給者が指定した金融機関の口座又は公金受取口座に振り込みます。

《所得による支給制限について》

特別障害者手当、障害児福祉手当および経過措置による福祉手当は、障害者本人または扶養義務者の前年の所得が次の額以上のときは、その年の8月から翌年の7月まで支給停止となります。 (所得は毎年8月に審査しています。)

(令和8年4月1日現在)

扶養親族数	0人	1人	2人以上1人増すごと
障害者本人	3,661,000円	4,041,000円	380,000円加算
扶養義務者	6,287,000円	6,536,000円	213,000円加算

川口市障害者福祉手当（市の制度）

身 知 精

【担当窓口 障害福祉課】

市内に住所を有する在宅の障害者のかたに対して、手当を支給します。

【対象者及び手当額】

対 象 者	月 額
身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳 1 級のかた	5,000円
身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 2 級のいずれかを 2 つ以上お持ちのかた	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるかた	
療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 2 級のかた	3,000円

【支給制限】 次のいずれかに該当するかたは受給できません。

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日以降に 6 5 歳以上で対象者に該当する障害者手帳を取得されたかた
- (2) 市民税が課税されているかた
- (3) 施設に入所しているかた
(ただし、老健・介護付き有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅などは支給対象です。)
- (4) 特別障害者手当等の国の制度の支給を受けることができるかた
(ただし、超重症心身障害児については、障害児福祉手当との併給が可能です。)

【支給方法】

申請月の翌月分から対象になります。毎年 2 月・5 月・8 月・1 1 月の 1 0 日頃に、その前月分までの 3 カ月分を、受給者が指定した金融機関の口座に振り込みます。

※ 障害者手帳の更新手続き中のかたは、振り込みが遅れる場合があります。

心身障害者扶養共済制度

身 知 精

【担当窓口 障害福祉課】

心身障害者を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度の障害状態になったとき、残された心身障害者へ終身にわたり一定額の年金が支給されます。

【加入資格】

心身障害者を扶養している保護者で、年齢が 6 5 歳未満（毎年度 4 月 1 日時点）のかた

※ この制度に加入できるのは、1 人の心身障害者に対して 1 人の保護者のみです。

【対象となる心身障害者】

次のいずれかに該当するかたで、将来独立自活することが困難であると認められるかた。

- (1) 知的障害者
- (2) 身体障害者手帳1級から3級のかた
- (3) 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上記と同程度と認められるかた
(精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)

【加入口数】心身障害者1人につき2口まで

【掛金】

加入時の年齢により異なります。

ただし、加入期間または加入者の世帯などの所得に応じて、掛金が免除または減額されます。

加入時の加入者の年齢	掛 金
35歳未満のかた	9,300円 (5,600円)
35歳以上 40歳未満のかた	11,400円 (6,900円)
40歳以上 45歳未満のかた	14,300円 (8,700円)
45歳以上 50歳未満のかた	17,300円 (10,600円)
50歳以上 55歳未満のかた	18,800円 (11,600円)
55歳以上 60歳未満のかた	20,700円 (12,800円)
60歳以上 65歳未満のかた	23,300円 (14,500円)

※ 掛金欄の () 書は、平成20年3月31日以前の加入者の額

【年金額】1口加入の場合…月額 20,000円 2口加入の場合…月額 40,000円

【弔慰金支給額】

加入者(保護者)の生存中に心身障害者が死亡したとき、加入期間に応じて支給されます。

加入期間	金 額 (1口あたり)
1年以上 5年未満のかた	50,000円 (30,000円)
5年以上 20年未満のかた	125,000円 (75,000円)
20年以上のかた	250,000円 (150,000円)

※ 金額欄の () 書は、平成20年3月31日以前の加入者の額 (以下同じ。)

【脱退一時金支給額】

5年以上加入した後に、脱退または加入口数を減らしたとき、加入期間に応じて支給されます。

加入期間	金 額 (1口あたり)
5年以上 10年未満のかた	75,000円 (45,000円)
10年以上 20年未満のかた	125,000円 (75,000円)
20年以上のかた	250,000円 (150,000円)

障害基礎年金



【担当窓口 国民年金課】

障害基礎年金は、病気やケガにより障害が残り、日常生活に制限を受ける状態になったとき、日本年金機構による審査後、受給が認められたかたに支給されます。

【対象者】

障害の状態が、障害認定日※において障害基礎年金の障害等級表（108ページ参照）に該当するかたで、次の（1）または（2）に該当するかた

※ 障害認定日…初診日から1年6カ月を経過した日または1年6カ月以内に症状が固定した日

（1）20歳以後に初診日があるかたで、次の要件の両方を満たすかた

- ア. 障害の原因となる病気やケガの初診日に国民年金の被保険者であり、かつ65歳までに初診日があるかた。または、60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有し、老齢基礎年金を繰上げて受給していないこと。
- イ. 初診日の前々月までの被保険者期間に3分の2以上の保険料を納めた期間（免除期間などを含む）があること（令和18年3月31日までに初診日がある場合は、初診日がある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと）。

（2）20歳前に初診日があるかた

20歳より前に初診日があるかたは、国民年金制度加入前の障害であり、保険料納付期間がないため納付に関する要件はありません。ただし、本人の前年所得が政令で定める限度額を超えるときは、所得額に応じて半額あるいは全額が支給停止される所得制限が設けられています。

【年金額】（令和8年4月分～） ※《 》内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額

区 分	金 額
1 級	1,059,125円（月額88,260円）+子の加算額 《1,056,125円（月額88,010円）+子の加算額》
2 級	847,300円（月額70,608円）+子の加算額 《844,900円（月額70,408円）+子の加算額》

子の加算額 年齢制限：18歳到達年度の末日までの間にある子。

または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

加算額：子2人まで 1人につき243,800円（月額20,316円）

子3人目から 1人につき 81,300円（月額 6,775円）

《子の加算については昭和31年4月2日以後生まれと同じ》

【支給方法】

毎年2月・4月・6月・8月・10月・12月の15日（土日祝日の場合は直前の営業日）に、その前月分までの2カ月分を、受給者が指定した金融機関の口座に振り込みされます。

【窓口】初診日が20歳前及び国民年金加入期間中のとき

国民年金課 給付係

（電話）048-259-7667 ※窓口でのご相談は事前予約をお願いします。

『年金事務所でもお手続きが可能です』

日本年金機構 浦和年金事務所…〒330-8580 さいたま市浦和区北浦和5-5-1

(電話) 048-831-1638 (FAX) 048-833-7019

(給付に関する予約専用電話) 048-831-1489

ねんきんサテライト川口 (浦和年金事務所川口分室) …

〒332-0012 川口市本町4-1-8 川口センタービル13階

(給付に関する予約受付専用電話) 0570-05-4890

(注) 電話による年金相談は受け付けておりません。

【障害基礎年金の更新について】

障害基礎年金受給中のかたで障害の程度を確認する必要があるかたは、日本年金機構から郵送される診断書(障害状態確認届)を担当医に記載してもらい、同封の返信用封筒で郵送してください。

市役所第二本庁舎2階国民年金課、各支所または行政センターでも提出できます。

提出が遅れた場合には年金の支給が一時停止することがありますので、ご注意ください。

障害厚生年金

身 知 精

障害厚生年金は、厚生年金の加入期間中に初診日がある病気やケガによって障害基礎年金に該当する障害(1級、2級)が生じたとき、日本年金機構による審査後、受給が認められたかたに障害基礎年金に上乘せする形で支給されます。

また、1級、2級に該当しない場合でも、厚生年金独自の3級の障害厚生年金や障害手当金(一時金)の障害に該当したとき、日本年金機構による審査後、受給が認められたかたに支給されます。

【対象者】 次の要件をすべて満たすかた

- (1) 障害の原因となる病気やケガの初診日に、厚生年金の被保険者であること。
- (2) 障害認定日に、障害厚生年金の障害等級表(109・110ページ参照)に該当すること。
- (3) 初診日の前々月までの被保険者期間に3分の2以上の保険料を納めた期間(免除期間などを含む)があること(令和18年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと)。

【年金額】 (令和8年4月分～)

※《 》内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額

区 分	金 額
1 級	報酬比例の年金額×1.25+配偶者の加給年金額+障害基礎年金額+子の加算額
2 級	報酬比例の年金額+配偶者の加給年金額+障害基礎年金額+子の加算額
3 級	報酬比例の年金額(最低保障額 635,500円《633,700円》)

配偶者の加給年金額 年齢制限 : 65歳未満であること。

加給年金額 : 243,800円(月額20,316円)

《子の加算については昭和31年4月2日以後生まれと同じ》

【障害手当金額】（令和8年4月分～）

報酬比例の年金額 × 2.0（最低保障額1,271,000円）

【窓口】 初診日が厚生年金加入期間中のとき

日本年金機構 浦和年金事務所…〒330-8580 さいたま市浦和区北浦和5-5-1

（電話）048-831-1638 （FAX）048-833-7019

（給付に関する予約専用電話）048-831-1489

ねんきんサテライト川口（浦和年金事務所川口分室）…

〒332-0012 川口市本町4-1-8 川口センタービル13階

（給付に関する予約受付専用電話）0570-05-4890

（注）電話による年金相談は受け付けておりません。

障害年金生活者支援給付金



公的年金等の収入金額と所得金額の合計額が一定基準以下の人に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

【対象者】

障害基礎年金の受給権者のうち、次の（１）、（２）の要件をすべて満たす人に支給されます。

（１）障害基礎年金の受給権者であること。

（２）前年の所得額が4,794,000円＋扶養親族の数×38万円※以下であること。

※同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

【給付額】

区分	金額（月額）
1級	7,025円
2級	5,620円

【窓口】

日本年金機構 浦和年金事務所…〒330-8580 さいたま市浦和区北浦和5-5-1

（電話）048-831-1638 （FAX）048-833-7019